

武蔵村山市環境行動指針

事業者編

「みどり」と「暮らし」をみんなで育む
住み良いまち むさしむらやま



武蔵村山市

目 次

環境行動指針とは	1
環境行動指針の期間	1
環境行動指針の体系	2
環境行動指針チェックリスト	3
1 みどり等との共生	4
2 エネルギーの有効利用の推進	6
3 4Rの推進	8
4 生活環境の保全	10
5 環境行動・教育の推進	11

環境行動指針とは

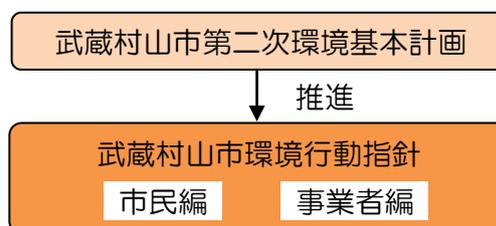
私たちのまち武蔵村山市は、狭山丘陵の自然を有し、都心近郊のみどり豊かな住宅都市として発展してきました。そして、自然や文化、産業、観光が一体となったまちづくりに取り組んでいます。

本市では、平成16年7月に「武蔵村山市環境基本条例」を制定した後、平成18年12月に「武蔵村山市環境基本計画」を策定（平成24年5月改訂）し、市・市民・事業者それぞれが、環境の保全に取り組んできました。

この度、引き続き、人と自然との共生を基本とし、市・市民・事業者が協働して豊かな自然環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを進めていくことを目指し、「武蔵村山市第二次環境基本計画」を策定いたしました。環境を取り巻く課題は、市だけで解決できる問題ではなく、一人ひとりのライフスタイルの転換や事業者の事業活動の転換も求められます。この10年間で、環境に関する法体系が整備され、市民の環境に関する意識も高まっていますが、課題解決に当たっては、市・市民・事業者が一体となった取組が、今後より一層求められます。

本指針は、市民、事業者の皆様が日常生活や事業活動において、自らが環境の保全等に関して積極的な行動を起こすための手がかりとなるもので、「武蔵村山市環境基本計画」を着実に推進していくために利用していただければ幸いです。

○環境行動指針の位置づけ



環境行動指針の期間

武蔵村山市環境行動指針の期間は、武蔵村山市第二次環境基本計画の計画期間と整合を図り、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

なお、環境行動指針は、環境問題や社会動向等の変化に対応していきます。

環境行動指針の体系

望ましい
環境像

「みどり」と「暮らし」をみんなで育む
住み良いまち むさしむらやま

環境行動指針は、第二次環境基本計画に掲げている5つの施策の柱と環境目標、20の取組方針ごとに定めています。

1 みどり等との 共生	まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ	①みどりの保全・創出・育成
		②水辺の保全・水循環の創出
		③農地の保全・農業の活性化
		④生物多様性の確保
		⑤みどり等とのふれあいの場の創出
		⑥歴史的文化遺産の保全
2 エネルギーの 有効利用の 推進	ライフスタイル・事業活動の見直しを行い、エネルギーの有効利用を行う	①省エネルギーの推進
		②再生可能エネルギーの推進
		③低炭素なまちの形成
		④気候変動に関する情報提供と地域情報の把握
3 4Rの推進	4Rを全員参加で進める	①ごみの発生抑制と排出抑制の促進
		②資源化の推進
		③環境への負荷の低減とごみの適正処理
		④不法投棄対策の推進
4 生活環境の 保全	環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり	①生活環境の保全
		②新たな環境問題への対応
		③快適環境の保全
5 環境行動・ 教育の推進	環境活動への参加と次世代を育成する	①環境情報の収集・提供
		②学校・職場での環境教育
		③市民・事業者の環境活動の推進・支援

環境行動指針チェックリスト

事業者編

貴事業所は、環境に配慮した行動を実践していますか。下表のチェック欄に○、△、×を記入して、事業活動を見直すきっかけにしてみましょう。

(○：実践している、△：ときどき実践している、×：実践していない)

環境に配慮した行動		チェック欄
1 みどりの共生	敷地内の緑化や屋上緑化などを進めている	
	生け垣の設置に協力している	
	公園・緑地、丘陵地の維持管理活動に参加している	
	事業所排水を適正に処理している	
	開発の際には雨水浸透・貯留施設を設置し、地下水の涵養を測っている	
	地元の農産物をPRしている	
	環境にやさしい農業を進めている	
	開発行為を行う際は、自然環境や生態系に配慮している	
	特定外来生物を販売していない	
	環境学習会や自然観察会、狭山自然学校などに協力している	
本市の歴史を子どもたちに伝えている		
2 有効利用の推進	省資源・省エネ行動を心がけている	
	省資源・省エネなどに配慮した、環境に優しい商品を選んでいる	
	太陽光、太陽熱などの再生可能エネルギーを利用している	
	環境にやさしい車（低公害・低燃費車、EV・PHV車）を利用している	
	環境にやさしい運転を心がけている	
気温や異常気象など気候変動に関する情報に関心を持ち、学んでいる		
3 4 R の推進	ごみを出さない工夫をしている	
	ごみの分け方や出し方を守っている	
	産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理している	
4 の保全 生活環境	騒音や振動などの公害防止に努めている	
	有害化学物質を適正に処理している	
	ポイ捨てを防止するための協力をしている	
	事業所周辺の美化に努めている	
5 の推進 行動・教育 環境	環境に関するイベントに参加している	
	本市の環境について子どもたちに伝えている	
	クリーン作戦や残堀川クリーンアップ作戦などの環境活動に参加している	

1

みどり等との共生

【環境目標】 まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ

①みどりの保全・創出・育成

- 敷地内の緑化や屋上緑化などを進めている
- 生け垣の設置に協力している
- 公園・緑地、丘陵地の維持管理活動に参加している

●事業所の緑化

事業所における緑化としては、道路に接する部分の緑化、敷地内の緑化、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化などがあります。



接道緑化



屋上緑化



駐車場緑化

参考資料：東京都公園協会「まちなか緑化」、東京都環境局「既存建築物屋上緑化事例集」「駐車場緑化ガイド」

②水辺の保全・水循環の創出

- 事業所排水を適正に処理している
- 開発の際には雨水浸透・貯留施設を設置し、地下水の涵養を測っている

●残堀川クリーンアップ作戦

市では、河川美化活動の一環として、市民や事業者と協力して残堀川の一斉清掃を行う「残堀川クリーンアップ作戦」を継続的に実施しています。



③農地の保全・農業の活性化

- 地元の農産物をPRしている
- 環境にやさしい農業を進めている

●環境にやさしい農業

東京都では、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する「東京都エコ農産物認証制度」を進めています。認定されると、認証マークを付けて販売することができます。市内でも多くの認証生産者が環境にやさしい農業を行っています。



●援農ボランティア制度

人手不足に悩む農家と、土に触れ自然を感じながら農業をサポートしたい非農業者（消費者）を結ぶ取組です。農業者の指示を受けて無償で農作業の援助を行う方を「援農ボランティア」として登録し、農業者の希望により紹介しています。

④生物多様性の確保

- 開発行為を行う際は、自然環境や生態系に配慮している
- 特定外来生物を販売していない

●外来種

外来種とは、もともといなかった地域に、人間によって持ち込まれた生物のことを指します。特に、日本の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種が大きな問題となっており、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の三原則を守ることが求められています。

特に特定外来生物の取り扱いについては、違反内容によって罰金の重い罰則が科せられます。

●生物多様性に関する事業者の取組

事業活動は生物多様性と密接な関係があり、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組に果たす事業者の役割はますます大きくなっています。社会貢献活動だけでなく、事業活動そのものとして、自主的な取組を行う事業者も増えてきています。また、環境省では、民間事業者が参加できるような様々な取組を実施しています。

(取組の一例)

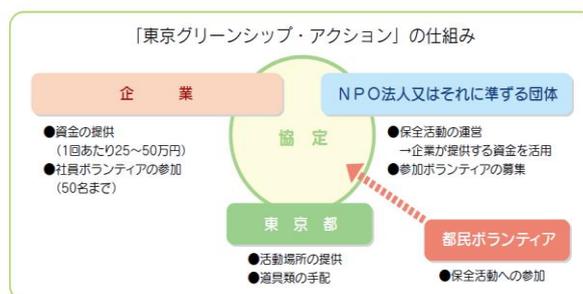
- ・UNDB-J 推薦子供向け図書「生物多様性の本箱」寄贈プロジェクトへの参画募集
- ・Iki・Tomo パートナースのメンバー募集
- ・「SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク」(国内ネットワーク)参加への呼びかけ

⑤みどり等とのふれあいの場の創出

- 環境学習会や自然観察会、狭山自然学校などに協力している

●東京グリーンシップ・アクション

東京都では、都内にある49地域の「保全地域」のうち、いくつかの地域で企業・NPO等と連携した自然環境保全活動を実施し、これらの地域を企業の社会貢献活動の場として活用しています。毎年、多くの企業が活動に参加しています。



参考資料：東京都環境白書 2015

⑥歴史的文化遺産の保全

- 本市の歴史を子どもたちに伝えている

●埋蔵文化財包蔵地(遺跡)について

市内には豊かな自然と共に、40箇所にもなる多くの遺跡が存在しており、このような埋蔵文化財を後世に伝えていくためには、開発と埋蔵文化財の保護の調和を考えていく必要があります。そこで、包蔵地内外にかかわらず、土木工事・建設工事を伴う開発を行う場合は、事前に歴史民俗資料館に相談・照会をしていただく必要があります。

2

エネルギーの有効利用の推進

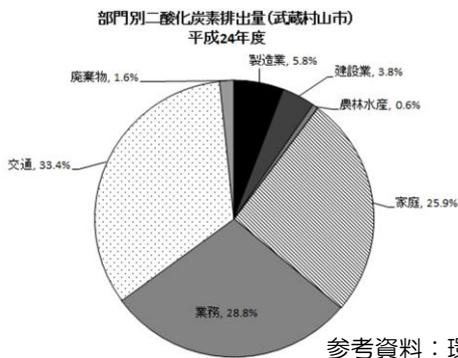
【環境目標】 ライフスタイル・事業活動の見直しを行いエネルギーの有効利用を行う

①省エネルギーの推進

- 省資源・省エネ行動を心がけている
- 省資源・省エネなどに配慮した、環境に優しい商品を選んでいる

●市内の二酸化炭素排出量の部門別割合

製造業等が約 10%を、
業務部門が約 29%を占めています。



●クールシェア

省エネ・節電のために、夏は、ひとり一台のエアコンの使用をやめ、涼しい場所をみんなでシェアしようという「クールシェア」の取組が広がっています。公共施設だけでなく、民間の施設や店舗などもクールシェアスポットとして提供されています。

市民と事業者自らが、省エネや節電などを含めた地球温暖化防止への取組の重要性を理解し、率先して行動することが大事になっています。

●中小企業向け省エネ促進税制

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を行う場合、設備の取得価額（上限 2,000 万円）の1/2について、法人事業税もしくは個人事業税の減免を受けることができます。

②再生可能エネルギーの推進

- 太陽光発電、太陽熱などの再生可能エネルギーを利用している

●再生可能エネルギー

市内の公共施設では、太陽光発電設備や太陽熱利用設備などの再生可能エネルギーの導入が進んでいます。



市立雷塚小学校屋上の太陽光発電設備

③低炭素なまちの形成

○環境にやさしい車（低公害・低燃費車、EV・PHV 車）を利用している
○環境にやさしい運転を心がけている

●環境にやさしい車の利用

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）では、200 台以上の自動車を使用している事業者に対して、知事が定める低公害・低燃費車の導入を義務付けています。

事業者が、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）など次世代自動車を購入する際に、補助金を受けることもできます。

●エコドライブ

エコドライブとは、環境に配慮した自動車運転のことです。急加速や急減速、空ぶかしや長すぎるアイドリングを行わないなど、少しの配慮で環境にやさしいだけでなく、燃費向上や安全運転による事故防止などにもつながり、多様な効果が期待できます。

都では、誰もが手軽に行えるエコドライブ講習サイトを（<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/ecodrive/course/index.html>）を設けて、エコドライブの効果や具体的なポイントを紹介しています。



参考資料：東京都環境局

④気候変動に関する情報提供と地域情報の把握

○気温や異常気象など気候変動に関する情報に関心を持ち、学んでいる

●気候変動の影響への緩和策と適応策

近年、地球温暖化により、猛暑や豪雨など極端な気象現象、農作物の収量の変化や品質の低下、さくらの開花の早期化など、さまざまな影響が現われ始めています。将来はさらなる気温の上昇や降水量の変化など様々な影響が生じることが予測されています。

地球温暖化の問題に対処するための方策は大きく2つあります。温暖化による悪影響にあらかじめ備

えておこうという「適応策」と、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」です。適応策と緩和策のバランスが重要です。



緩和策の例	適応策の例
<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスでの対応 建物の高断熱化、省エネ行動、屋上・壁面緑化など ・交通での対応 低燃費な燃料の利用、エコドライブ、モーダルシフト（鉄道や船舶による輸送）など 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料生産 新しい栽培技術の導入、品種の改良 ・沿岸での洪水対策 ハザードマップを見て備えるなど

参考資料：環境省 COOL CHOICE (<http://funtoshare.env.go.jp/>)

3

4 R の推進

【環境目標】4 R (リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル) を全員参加で進める

①ごみの発生抑制と排出抑制の促進

〇ごみを出さない工夫をしている

●拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方です。現在、この考え方に基づいて、家電や小型家電、携帯電話・PHS、容器包装などさまざまな製品のリサイクルが実施されています。

●食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、年間 2,801 万トン※の食品廃棄物等が出されています。このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 642 万トン※です。

※農林水産省・環境省「平成 24 年度推計」

〔食品ロス削減に向けてできること〕

製造	卸売	小売	外食	家庭
<ul style="list-style-type: none"> 需要予測精度向上 製造ミス削減 賞味期限延長・年月表示化 期限設定情報開示 	<ul style="list-style-type: none"> 需要予測精度向上 売り切り 配送時の汚・破損削減 	<ul style="list-style-type: none"> 需要予測精度向上 売り切り 小容量販売 バラ売り 	<ul style="list-style-type: none"> 需要予測精度向上 調理ロス削減 食べ切り運動 小盛サービス 持ち帰り(自己責任) 	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵庫・家庭内の在庫管理 計画的な買い物 食べ切り 使い切り 期限表示の理解
<ul style="list-style-type: none"> ・フードチェーン全体での返品・過剰在庫削減 ・余剰食品のフードバンク寄付 				
食品ロスの実態把握・削減意識共有、もったいない精神				

参考資料：農林水産省「食品ロスの削減に向けて」

②資源化の推進

〇ごみの分け方や出し方を守っている

●東京たまエコセメント

東京たま広域資源循環組合では、多摩地域(25市1町)のごみの焼却灰を原料とした「エコセメント」を作っています。焼却灰のリサイクルによって、処分場の使用期間を大幅に伸ばすことができます。エコセメントは、普通セメントと同等の品質があり、普通セメントと同じような分野(土木・建築工事やコンクリート製品等)に使うことができます。



参考資料：東京たま広域資源循環組合

●グリーン購入

グリーン購入を進めていくためには、環境ラベルやデータ集などの様々な情報を上手に活用して、できるだけ環境負荷の少ない製品等を選んでいくことが重要です。また、事業者は購入者に対して適切な環境情報を提供していくことが求められています。

グリーン購入法に基づく調達の判断目安として、エコマークが活用されています。



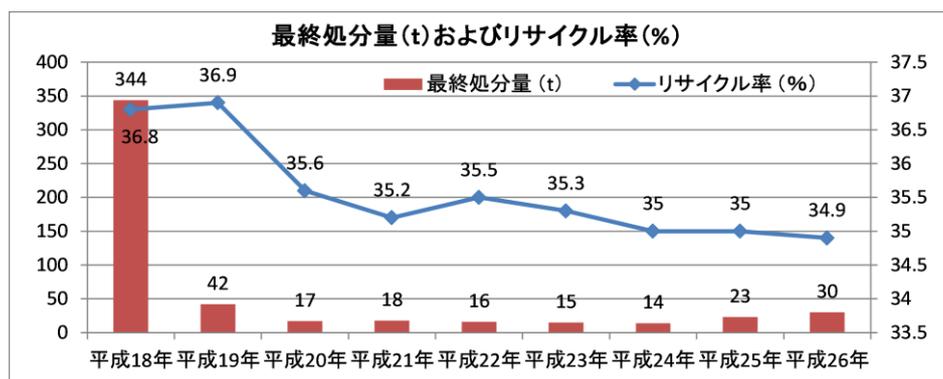
③環境への負荷の低減とごみの適正処理

④不法投棄対策の推進

○産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理している

●最終処分量の推移

最終処分場の埋め立て量は増加していますが、埋め立て可能な量は限られています。施設延命化やごみ処理経費削減のため、ごみの減量と資源化が必要です。



参考資料：ごみ対策課

●産業廃棄物の処理責任

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で処理するのが原則です。自ら処理できない場合には、産業廃棄物処理業者にその処理を委託することになりますが、委託後の廃棄物が適切に処理されるまで、排出事業者としての処理責任を負わなければなりません。

また、処理を委託する際は、次のことを遵守する必要があります。

①委託契約

必ず収集運搬業と処分量の許可業者と書面により契約すること

②マニフェスト

産廃を処理業者に引き渡す際には、マニフェストを交付すること

4

生活環境の保全

【環境目標】 環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり

①生活環境の保全（環境基準の遵守と維持）

○騒音や振動などの公害防止に努めている

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

環境確保条例では、騒音、振動などの様々な公害を発生させる恐れのある工場・指定作業場に対する手続的規則として認可制度等を規定しており、環境確保条例に基づき市で公害防止措置が取られているか書類審査等を行っています。

②新たな環境問題への対応

○有害化学物質を適正に処理している

●化学物質の適正管理について

環境確保条例による化学物質適正管理制度	PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）
適正管理化学物質を年間で一定量以上取り扱う事業者は、化学物質の排出の抑制を図るため、自主的な適正管理と化学物質の環境への排出量等について報告が求められています。	化学物質排出把握管理促進法により、有害なおそれのある化学物質（462 種）を一定量以上取り扱う事業者が、排出量、移動量を自ら把握し、都道府県を經由して国に届出する制度です。

③快適環境の保全

○ポイ捨てを防止するための協力をしている

○事業所周辺の美化に努めている

市では、「武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等に関する条例」を制定し、空き缶・吸い殻等のポイ捨て及び犬のふんの放置等の防止を図っています。

事業者や土地所有者の方々には、空き缶などの回収容器の設置、適正処理の呼びかけ、空き地の清掃や除草などの土地の適正管理などをお願いしています。

5

環境行動・教育の推進

【環境目標】 環境活動への参加と次世代を育成する

①環境に関する情報の収集・提供

○環境に関するイベントに参加している

●環境フェスタ

「村山デエダラまつり」の会場で同時開催されており、環境に関するパネルの展示やフリーマーケット、工作教室、再生可能エネルギー利用機器等の展示などを行っています。また、企業との連携により、まつり会場での清掃活動も行っています。



②学校・職場での環境教育

○本市の環境について子どもたちに伝えている

●社会人向け環境学習講座

東京都では、社会人（中小企業の環境担当者の方等）を対象に、環境学習講座を開講しています。自主的・自発的に環境に配慮した行動や事業活動を行うための参考となるよう、環境問題の最新動向や専門的知識の講義、グループワーク、環境配慮に関する先進事例等の紹介をしています。

（講座例）

- ・スマートエネルギー都市と災害対策
- ・ペットボトルのリサイクルから学ぶ！循環型社会の実現
- ・都内の大気汚染状況とPM2.5
- ・再生可能エネルギーの活用と水素社会の実現に向けて



参考資料：東京都環境局

③市民・事業者等の環境活動の推進・支援

○クリーン作戦や残堀川クリーンアップ作戦などの環境美化活動に参加している

●クリーン作戦

毎年5月30日（もしくは前後の日曜日）の「関東地方環境美化の日（ごみゼロの日）」に市民や市民団体と連携し、地域の環境美化の推進をしています。



武蔵村山市環境行動指針（事業者編）

発行年月／平成28年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市協働推進部環境課環境保全グループ

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話：042-565-1111